

彩の国さいたま人づくり広域連合の研修施設の名称及び位置を定める規則

平成25年2月15日

規則第1号

彩の国さいたま人づくり広域連合の研修施設の名称及び位置を次のように定める。

名称 自治人材開発センター

位置 さいたま市北区土呂町2丁目24番地1

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。